

日金協発 第令2-85号
令和2年11月2日

各位

日本貸金業協会
会長 今井 三夫

**「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正について**

この度、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」を、下記の改正等に伴い一部改正しましたのでご案内致します。

なお、改正後の「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」は本日から施行します。

記

金融庁により、令和2年3月25日に「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正が行われました。

また、個人情報保護委員会により、英国のEU離脱後においても、EUに対して行った個人情報の保護に関する法律第24条に基づく指定を英国に対して継続することについて、平成31年3月29日に個人情報保護委員会より告示（平成31年個人情報保護委員会告示第5号）が行われ、令和2年2月1日に施行されました。

これに伴い、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等（平成31年個人情報保護委員会告示第1号）」及び「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の一部改正が行われ、英国の離脱後においても、日英間の円滑な個人データ移転が確保されました。

以上

※ 改正内容につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますので、ご確認ください。

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 会員業務部 高橋・河合

電話 03-5739-3014

電子メール kaiin-gyombu@j-fsa.jp